

国民年金保険料の納付は「**口座振替**」が  
**“便利”** で **“お得”** です！

**安心**

自動引落しで納め忘れの  
心配がありません

**便利**

金融機関等に行く手間と  
時間が省けます

**簡単**

1度の手続きでOK  
手数料もかかりません

**お得**

早割・前納を利用して  
最大3,800円の割引

当月末の  
口座振替  
【早割】

保険料を当月末の口座振替【早割】にすると  
**月々50円（年間600円）**のお得！

毎月、現金で  
納付する場合

4  
月分

15,100円

5月末までに納付

5  
月分

15,100円

6月末までに納付

6  
月分

15,100円

7月末までに納付

口座振替【早割】  
にした場合  
(5月分からの例)

4  
月分

15,100円



5  
月分

50円割引  
15,050円

★ 5月末に引落

6  
月分

50円割引  
15,050円

★ 6月末に引落

★ 月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

◎原則として、初めて口座振替を申し込まれた方の初回は、前月分（割引なし）と当月分（50円割引）の2ヶ月分の保険料を引落とさせていただきます。その後は当月分（50円割引）の1ヶ月分の引落ととなります。

◎保険料額は22年度の額です。

1年度分または6ヶ月分の口座振替による前納は**もっとお得**です。

※ 詳しくは裏面をご覧ください。

☆☆ お申し込み方法 ☆☆

- ◎ 口座振替申出書に必要な事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、管轄の事務センターまたは年金事務所にお申し込みされるか、ご郵送ください。また、金融機関窓口にご提出いただいても結構です。
- ◎ 前納のお申し込みは、①1年度分及び上期6ヶ月分（4月分～9月分）は**2月末まで**に、また、②下期6ヶ月分（10月分～翌年3月分）は**8月末まで**に、管轄の事務センターまたは年金事務所必着となるようにお早めにお申し込みください。
- ◎ すでに口座振替で前納されている方（引き続き第1号被保険者である方）は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

# 1年度分または6ヶ月分の 口座振替による前納は『もっとお得です』

- 口座振替が開始されるまで、お申し込み後2ヶ月程度かかります。お申し込みはお早めに。
- すでに口座振替で前納されている方(引き続き第1号被保険者である方)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

## 1年度分の 口座振替前納

1年度分(4月分～翌年3月分)の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、

**年間 3,800円** の割引になります。

1年度分保険料  
(現金月々払い)



月々翌月末までに納付



1年度分保険料  
(口座振替前納)



★ 4月末に一括引落

## 6ヶ月分の 口座振替前納

6ヶ月分(4月分～9月分、10月分～翌年3月分)の保険料を口座振替によりまとめて前納すると、現金で月々保険料を納付した場合に比べ、

それぞれ **1,030円(年間 2,060円)** の割引になります。

6ヶ月分保険料  
(現金月々払い)



月々翌月末までに納付



6ヶ月分保険料  
(口座振替前納)



- ★ 4月分～9月分は4月末に一括引落
- 10月分～翌年3月分は10月末に一括引落

★ 月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

原則として、初めて口座振替で1年度分の前納を申し込まれた方は13ヶ月分(3月分+4月分～翌年3月分)を、6ヶ月分の前納を申し込まれた方は7ヶ月分((3月分+4月分～9月分)又は(9月分+10月分～翌年3月分))の保険料を引落しさせていただきますので残高不足にご注意ください。

平成22年度 国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

■ 平成22年度 ■	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	15,100円	—	90,600円	—	181,200円	—
毎月お得 毎月振替・【早割】 (当月末振替の口座振替)	15,050円	50円	90,300円	300円	180,600円	600円
6ヶ月前納(現金納付)	—	—	89,860円	740円	179,720円	1,480円
6ヶ月前納(口座振替)	—	—	89,570円	1,030円	179,140円	2,060円
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	177,980円	3,220円
最もお得 1年前納(口座振替)	—	—	—	—	177,400円	3,800円

※一部納付(一部免除)されている方の口座振替は「毎月納付(翌月末振替)」のみのご利用となります。

## 『クレジットカード納付』について

クレジットカード納付は被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示され、直接納付いただく方法ではありません。)

クレジットカード納付をご希望の場合は、年金事務所へお申し込みください。なお、クレジットカード納付では口座振替による毎月振替【早割】は適用されません。また、6ヶ月前納・1年前納の割引額は現金納付の割引額となります。